

鳥取縣公報

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第五百十四号

昭和二十四年九月二十六日定例縣会を鳥取市に招集する。

昭和二十四年九月十九日

鳥取縣知事 西尾愛治

◇鳥取縣告示第五百十五号

史蹟名勝天然紀念物保存法第一條第二項により次のように仮指定した。

昭和二十四年九月十九日

鳥取縣知事 西尾愛治

天然紀念物

名称

地域

大山椒魚

東伯郡、西伯郡、日野郡一円

昭和二十四年九月十九日

仮指定年月日

昭和二十四年九月十九日

